

# 個人所得に係る主な税制改正の概要

令和6年度（令和5年分）以降の適用分

## 1 森林環境税の創設

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

森林環境税は国税として国内に住所のある個人に対して課税され、市区町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を徴収します。また、徴収された森林環境税は、その全額が森林環境譲与税として、市区町村や都道府県に譲与されます。

なお、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成26年度から市民税・県民税の均等割に1,000円を加算する措置は、令和5年度で終了しました。

令和6年度以降の市民税・県民税の均等割と森林環境税の合計額

		令和5年度まで	令和6年度以降
市民税均等割	標準税率	3,500円	3,000円
	うち東日本大震災復興加算分	(500円)	(0円)
県民税均等割	標準税率	1,500円	1,000円
	うち東日本大震災復興加算分	(500円)	(0円)
	みんなの森づくり県民税	500円	500円
森林環境税（国税）		—	1,000円
合計		5,500円	5,500円

## 2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

「特定配当等に係る所得」及び「特定株式等譲渡所得」については、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度から所得税と課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなります。

そのため、所得税で特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得を申告すると、住民税でも所得として計算されるため、配偶者控除や扶養控除の適用、所得額による非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

### 3 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度の市民税・県民税から、国外居住親族に係る扶養控除等の適用について要件が厳格化され、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外されます。

- 留学により非居住者になった人
- 障害者
- 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人。

なお、上記対象者の国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、従来から添付又は提示が求められていた親族関係書類及び送金等関係書類に加え、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した査証書類に類する書類の写し又は在留カードに相当する書類の写し（留学ビザ等相当書類）や送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類の添付又は提示が必要となります（年末調整や確定申告で既に添付又は提示している場合を除く）。

### 4 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受取がはじまります

これまで、市民税・県民税を特別徴収（給与天引）の方法により納付される方への税額通知は紙で事業者（特別徴収義務者）へ送付していましたが、事業者が希望された場合は電子データで受け取ることが可能になります。

なお、電子データの受取の申し出については、eLTAXを通じて給与支払報告書を提出する際に受取方法を選択することとなります。

また、特別徴収税額通知を電子データで受け取ることを選択された場合は、紙での通知を受け取ることはできません。